

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備 及び消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2007 年 第 2 回 一部改正
2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 9 月 27 日 規則 第 43 号 / 達 第 45 号
2007 年 7 月 2 日 技術委員会 審議
2007 年 7 月 24 日 理事会 承認
2007 年 9 月 20 日 国土交通大臣 認可

鋼 船 規 則

規
則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 9 月 27 日 規則 第 43 号

2007 年 7 月 2 日 技術委員会 審議

2007 年 7 月 24 日 理事会 承認

2007 年 9 月 20 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

9 章 火災の抑制

9.4 耐火仕切りの開口の保護

9.4.3 を次のように改める。

9.4.3 ~~通路隔壁に設ける~~通風口

-1. -2.に規定する場合を除き，二つの閉囲された区画間の耐火仕切りには，圧力平衡用の開口及びダクト（以下，「通風口」という。）を設けてはならない。

-2. 通路隔壁において，通風口は，キャビン及び公室の戸の下部及びこれらの戸の下方にのみ設けることができる。また，洗面所，事務室，配膳室，ロッカ室及び貯蔵品室に通ずる「B」級戸における通風口は認められる。以下で認められるものを除き，通風口は，戸の下半分にのみ設けなければならない。通風口を戸の下部又は戸の下方に設ける場合には，通風口の合計面積は， 0.05 m^2 を超えてはならない。これに代えて，船室と通路の間に設けられ，かつ，サニタリーユニットの下方に配置された不燃性の空気平衡ダクトであって，当該ダクトの断面積が 0.05 m^2 を超えないものが認められる。すべての通風用の開口には，不燃性材料で造った格子を取り付けなければならない。

10 章 消火

10.7 貨物区域における消火措置

10.7.1 一般貨物に対する固定式消火装置

-2.を次のように改める。

-1. ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域を除くほか、総トン数 2,000 トン以上の船舶の貨物区域は、本編 25 章に規定される設備要件に適合する固定式炭酸ガス又は不活性ガス消火装置又はこれと同等の消火装置によって保護されなければならない。

-2. 船舶が、鉱石、石炭、穀類、乾燥していない木材、不燃性の貨物又は火災の危険性が低いと主管庁が認める貨物を運送するために造られ、かつ、これらの貨物の運送のみを目的とする場合には、当該船舶が、鋼製ハッチカバー及び貨物区域に通じる通風筒その他の開口に有効な閉鎖装置を設けることを条件に、本会は、船舶の貨物区域について **10.7.1-1.** 及び **10.7.2** の規定の適用を免除することがある。この場合、運送を予定する貨物のリストを本会に提出しなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2007年10月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

24 章 消火器

24.2 工学的仕様

24.2.2 を次のように改める。

24.2.2 持ち運び式泡放射器

-1. 持ち運び式泡放射器は、消火ホースで消火主管に連結し得るインダクタ・タイプの発泡ノズル及び枝管、少なくとも 20 l の泡原液の入った持ち運び式容器及び並びに少なくとも 1 組の予備の泡原液タンクであって持ち運び式容器と同容量のものから成るものとする。ノズルは、1 分間に少なくとも 1.5 m^3 の割合で、油火災の消火に適した有効な泡を発生するものでなければならない。発泡ノズルについては、泡原液を自己吸引するもの又は別にインダクタを備えるもののいずれとしても差し支えない。

-2. 持ち運び式泡放射器の性能

- (1) 発泡ノズル及び枝管並びにインダクタは、消火主管の規定圧力において毎分 200 l 以上の泡溶液を放出し、油火災の消火に適した有効な泡を発生し得るものとしなければならない。
- (2) 泡原液は、本会が適当と認めるものでなければならない。
- (3) 泡放射器により発泡された泡の膨張率及び消失時間については、前(2)の泡原液において規定された値の±10%以内でなければならない。
- (4) 持ち運び式泡放射器は、船上にて通常生じ得る目詰まり、気温の変化、振動、湿度、衝撃及び腐食に対して耐え得るよう設計されなければならない。

26 章 固定式泡消火装置

26.2 工学的仕様

26.2.3 固定式低膨張泡消火装置

-1.(2)を次のように改める。

-1. 泡原液の容量と性能

- (1) 低膨張泡消火装置の泡原液は、本会の適当と認めるものとしなければならない。
- (2) この消火装置は、燃料油が広がることのある最大の単一面積を 150 mm の厚さで効果的に覆うために十分な量の泡を固定された放出口から 5 分以内に放出することが出来るものでなければならない。泡の膨張率は、12 倍を超えてはならない。

27 章 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

27.2 工学的仕様

27.2.1 を次のように改める。

27.2.1 固定式加圧水噴霧消火装置

~~1. ノズルとポンプ~~

- ~~(1) 機関区域に要求される固定式加圧水噴霧装置には、本会が適当と認める型式の噴霧ノズルを取り付けなければならない。~~
- ~~(2) ノズルの数及び配置は、本会の認めるところとし、また、保護される場所において少なくとも平均毎分 5 l/m^2 の水の効果的な散布を確保するものでなければならない。この散布率を増大する必要があると判断される場合には、本会が認める率としなければならない。~~
- ~~(3) 水中の不純物により又は管、ノズル、弁及びポンプの腐食によりノズルが詰まることのないように、予防措置を講じなければならない。~~
- ~~(4) ポンプは、保護されるいずれの 1 つの区画室においても、固定式加圧水噴霧装置のすべての使用区分に同時に必要な圧力で水を供給することができるものでなければならない。~~
- ~~(5) ポンプは、独立の内燃機関によって駆動することができる。ポンプが非常用発電機から動力の供給を受ける場合には、主動力源の故障により非常用発電機が自動的に作動して、前(4)の規定により要求されるポンプの動力が直ちに得られるような措置が講じられなければならない。ポンプを駆動する独立の内燃機関は、保護される場所の火災が内燃機関の空気の供給に影響を与えないように配置されなければならない。~~

~~2. 設置要件~~

- ~~(1) ノズルは、ビルジ、タンク頂部その他の燃料油が広がることのある場所の上方及び機関区域の他の特定の火災危険箇所の上方に取り付けなければならない。~~
- ~~(2) 固定式加圧水噴霧装置は、保護する範囲を区分して使用することができる。この場合において、区分のための分配弁は、保護される場所の外部の容易に近づき得る位置であって、保護される場所の火災によって容易に遮断されない位置から操作できるものでなければならない。~~
- ~~(3) ポンプ及びその制御装置は、保護される場所の外部に配置しなければならない。固定式加圧水噴霧装置によって保護される場所の火災によりこの装置が作動不能となることがあってはならない。~~

~~3. 制御設備要件~~

~~固定式加圧水噴霧装置は、必要な圧力で水を満たしておくものとし、この装置に水を供給するポンプは、装置内の圧力低下により自動的に作動するものでなければならない。~~

機関区域及び貨物ポンプ室のための固定式加圧水噴霧消火装置については、本会が適当と認めるものとしなければならない。

27.2.2 を次のように改める。

27.2.2 同等水煙消火装置の同等性

~~機関室及び貨物ポンプ室用水煙消火装置の同等性は、本会が適当と認めるところによらなければならない。~~

機関区域及び貨物ポンプ室のための同等水煙消火装置については、本会が適当と認めるものとしなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2008 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火設備, 脱出設備及び消火設備

要
領

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 9 月 27 日 達 第 45 号

2007 年 7 月 2 日 技術委員会 審議

2007 年 9 月 27 日 達 第 45 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造、脱出設備及び消火設備

改正その 1

R9 火災の抑制

R9.4 耐火仕切りの開口の保護

R9.4.3 を次のように改める。

R9.4.3 通路隔壁に設ける通風口

-1. 居住区域、業務区域及び制御場所の排気は、規則 R 編 9.4.3 により認められている通風口以外は、原則として規則 R 編 9.7 に従った排気用ダクトによること。~~ただし、本会がやむを得ないと判断する場合は、表 R9.4.3-1.により、平衡ダクトの使用を認めることがある。当該平衡ダクトに設けるダンパには、開閉を示す指示器を備え付けること。~~

表 R9.4.3-1.

場所	通路
制御場所	C
居住区域	A
階段（1層のみ貫通する場合）	B
階段（2層以上貫通する場合）	C
危険性の低い業務区域	A

備考

~~注 1 A は、通路側に手動式防火ダンパ又は閉鎖装置付きルーバを設けること。~~

~~B は、両側に手動式防火ダンパ又は閉鎖装置付きルーバを設けるか若しくは両側から操作できる手動式防火ダンパ 1 個を設けること。（R9.7.3-2.を参照のこと。）~~

~~C は、前 B による。ただし、ダクトの断面積が 0.075 m^2 を超える場合は、規則 R 編 9.7.3-1.(2)を満足すること。~~

~~注 2 危険性の高い業務区域については、平衡ダクトの設置は認められない。~~

-2. 居住区域、業務区域及び制御場所の通風のためにダクトトランクを通路隔壁に隣接して設ける場合には、規則 R 編 9.4.3 の規定にかかわらず、通路隔壁に直接通風口を設けて差し支えない。この場合、通風口には通路側から操作可能な手動式閉鎖装置及び不燃性材料で造った格子を取り付けること。また、通風口の実断面積が 0.075 m^2 を超える場合は、手動式閉鎖装置に加えて自動閉鎖型防火ダンパを設けること。

-3. 規則 R 編 9.4.3 の適用上、空調機室の通路隔壁には、次に掲げる(1)から(3)を条件に空気調和装置用の空気取入れ口を設けて差し支えない。

(1) 自動閉鎖型の防火ダンパを設置すること。

(2) 通路から空気調和装置へは、空調機室内に開口することなく、直接に空気を導くも

- のであること。
- (3) 開口には不燃性材料で造った格子を取付けること。

R10 消火

R10.4 固定式消火装置

R10.4.3 消火剤の格納場所

-1.を次のように改める。

- 1. 規則 R 編 10.4.3 の消火剤の格納場所に関する規定中, (2), (4), (5)及び(6)の規定は, 固定式ガス消火装置を使用する場合にのみ適用する。また, 規則 R 編 25.2.5 に規定する「同等の固定式消火装置」を使用する場合にあっては, R25.2.2-2.による場合を除き, 規則 R 編 10.4.3 の規定によること。
- 2. 規則 R 編 10.4.3 において, 開放甲板に設けられたハッチにより当該区画室へ垂直に出入りするものは, 開放甲板から直接の通路がある区画とはみなさない。
- 3. 規則 R 編 10.4.3 の適用上, 貨物倉を保護する固定式消火装置の消火剤を貨物倉の前方に格納する場合については, R25.2.1-8.によること。

R10.7 貨物区域における消火措置

R10.7.1 を次のように改める。

R10.7.1 一般貨物に対する固定式消火装置

- 1. 規則 R 編 10.7 の適用上, 固定式ガス消火装置を備える場合, 規則 C 編 20.7.2 の規定に従った非風雨密倉口蓋を備えるコンテナ運搬船にあっては, R25.2.2-4.の規定に従って炭酸ガスを増量することを条件に, 規則 R 編 10.4.2 の規定による倉口蓋の間隙に対する閉鎖手段を備えることを要しない。
- 2. 冷凍運搬船には, 原則として規則 R 編 10.7 に規定される固定式消火装置が要求される。
- 3. 貨物区域の消火装置として固定式高膨張泡消火装置を設置する場合, 規則 R 編 26 章の規定を準用する。
- 4. 規則 R 編 10.7.1-2.にいう「有効な閉鎖装置」は, 次によること。(以下省略)
- 5. 植物油, ラテックス及び糖蜜は, 規則 R 編 10.7.1-2.にいう「火災の危険性が低いと認められる貨物」とみなす。その他のばら積み貨物については, “~~the~~ Code of Safe Practice for Solid Bulk Cargoes - Emergency Schedule B14, entry for coal” 及び “~~the~~ List of solid bulk cargoes for which a fixed gas fire-extinguishing system may be exempted or for which are

~~non-combustible or constitute a low fire risk or for which a fixed gas fire-extinguishing system is ineffective (MSC/Circ.674/1146)~~”を参照すること。

-6. 規則 R 編 10.7.1-2.の適用上、火災試験方法コード (FTP Code) , 附属書 2 の 1 項に掲げられた不燃性材料については、固定式消火装置の設置を免除する際の貨物リストに含めることを要しない。

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

-4.として次の 1 項を加える。

-1. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、ロールオン・ロールオフ区域であって当該区域の上方並びに前端及び後端が完全に開放しているものについては、暴露甲板貨物区域とする。

-2. 規則 R 編 19.2.2(3)でいう「コンテナ貨物区域」とは、コンテナの積載のためのセルガイドを有する貨物区域をいう。

-3. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、車両積載区域は、規則 R 編 19.2.2(4)又は(5)に規定するロールオン・ロールオフ区域とする。

-4. 規則 R 編 19.2.2(7)について適用する要件は、BC Code の Appendix B に掲げる貨物 (MHB に該当する貨物を除く。)の運送に対するもので、その他の固体ばら積み危険物の運送については、関係主管庁の指示によること。

R19.3 特別要件

R19.3.4 通風

-4.として次の 1 項を加える。

-1. 規則 R 編 19.3.4-1.の適用に際しては、次の(1)及び(2)の規定によること。

(1) 蒸気とは、危険物から発生する蒸気をいう。

(2) 閉囲された貨物区域に機械式通風装置を備え付ける場合は、次の(a)及び(b)の規定による。(以下省略)

-2. 規則 R 編 19.3.4-2.の適用に際しては、次の(1)及び(2)の規定によること。

(1) 電動通風機を設置する場合は、次の(a)から(c)の規定による。(以下省略)

(2) 通風機ファンは、火花が生じない構造のものとし、暴露甲板の貨物倉通風口の吸排

気口には 13 mm×13 mm メッシュを超えない保護金網を取り付けること。

-3. 規則 R 編 19.3.4-1.の規定にかかわらず、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉については、貨物倉の下方からのみとして差し支えない。また、換気能力については、貨物倉（暴露甲板から下方の部分とする。）が空の状態に基づき、毎時 2 回として差し支えない。

-4. 規則 R 編 19.3.4 の適用上、当該貨物区域に隣接し、かつ、貨物区域との気密性が確保されない区画にあっては、当該貨物区域にならい通風装置を設けること。

R19.3.6 人員の保護

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 19.3.6-1.にいう「完全防護服」は、非常時に用いるもので、全身保護服、手袋、長靴、保護眼鏡及びヘルメットより構成されるものとする。また、選定にあたっては、ばら積み貨物については BC Code の Appendix E を、 個品貨物については IMDG Code の追補の Emergency Response Procedures for Ships Carrying Dangerous Goods (The EmS Guide)をそれぞれ参照し、積載する貨物の種類及び性状に応じた化学的危険性について考慮したものとする。

-2. 規則 R 編 19.3.6-2.により要求される予備ボンベは、消防員装具のものとは別に備えること。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.5 を次のとおり改める。

R25.2.5 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式ガス消火装置

-1. 規則 R 編 25.2.5 に規定する「同等の固定式消火装置」については、“*Revised Guidelines for the Approval of Equivalent Fixed Gas Fire-extinguishing Systems, as referred to in SOLAS 74, for machinery spaces and cargo pump rooms (MSC/Circ.848)*” に従い、~~本会又は本会が適当と認める機関により承認されたものとする~~従った装置とする。

-2. 前-1.の消火装置が、当該消火装置により保護する区画内に消火剤を格納する場合にあっては、次の(1)から(3)によること。

- (1) 消火剤格納容器は、(3)に規定する場合を除き、少なくとも 6 箇所に分散配置すること。
- (2) 格納容器からの放出のための起動ラインは、すべての容器から同時に消火剤を放出可能なものとする。また起動ラインは二重化し、いずれかの部分が損傷した場合においても、5/6 以上の消火剤を放出可能なように配置すること。ここでいう「損傷」については、格納容器の弁の故障も含む。
- (3) 最も小型の容器を使用した場合にも 6 個未満の格納容器しか必要としない場合には、次の条件を満足する場合、6 箇所に分散配置することを要しない。
 - (a) 消火剤の総量は、放出ラインのいずれかの部分が損傷した場合（格納容器の弁の故障も含む。）においても、5/6 以上の消火剤を放出可能なように決定すること。
 - (b) すべての消火剤が同時に放出された場合においても、保護する区画において予想される最高温度における無毒性量 (NOAEL: *No Observed Adverse Effects Level*) を超えないこと。

附 則（改正その1）

1. この達は、2007年10月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

R24 消火器

R24.2 工学的仕様

R24.2.2 を次のように改める。

R24.2.2 持ち運び式泡放射器

~~規則 R 編 24.2.2 の適用上、泡放射器は使用圧力に対して十分な強度を有するものとし、「油火災の消火に適する消火剤」については、泡の膨張率を 12 倍以下のものとする」ともに、R24.1.2 によること。~~

規則 R 編 24.2.2-2.(2)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第3項（予備検査）又は第六条の四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

R27.2 工学的仕様

R27.2.1 を次のように改める。

R27.2.1 固定式加圧水噴霧消火装置

~~1. 規則 R 編 27.2.1-1 にいう「本会が適当と認める噴霧ノズルもの」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。~~

- ~~(1) 船舶安全法第六条第3項（予備検査）又は第六条の四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの~~
- ~~(2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの~~
- ~~(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの~~

~~2. 前1.のノズルは、耐食性の金属又は耐食処理を施された金属で造られたものであって、その先端の内径は 6mm 以上、散水角度は 120 度以下とすること。~~

R27.2.2 を次のように改める。

R27.2.2 同等水煙消火装置の同等性

~~規則 R 編 27.2.2 にいう、加圧水噴霧消火装置と同等性を有する水煙消火装置については、~~

~~“Alternative arrangements for halon fire extinguishing systems in machinery spaces and pump rooms (MSC/Circ.668)” 及び “Revised test method for equivalent water based fire extinguishing systems for machinery spaces of category A and cargo pump rooms (MSC/Circ.728)” を参照すること。~~

規則 R 編 27.2.2 にいう「本会が適当と認めるもの」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

附 則（改正その 2）

- 1. この達は、2008 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。